



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成31年3月29日(金) 号外(第13号)

目次

条 例	ページ
○群馬県県税条例の一部を改正する条例(税務課)	2

■ 条 例

群馬県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

群馬県知事 大澤 正 明

群馬県条例第三十二号

群馬県税条例の一部を改正する条例

群馬県税条例(昭和二十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二項中「には」の下に「、法第二十条の五の二第二項の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第三十七条の三第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「寄附金の」を「特例控除対象寄附金の」に、「にあつては」を「には」に、「その者」を「当該納税義務者」に改め、同項第一号中「特別区」の下に「(次項において「都道府県等」という。)」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「前項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この項において「第一号寄附金」という。)であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。))を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

附則第七条の四の二第一項中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改め、同項第一号中「第十二項」を「第十七項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四十一

条第三項第二号」を「第四十一条第五項」に改め、「特定取得」の下に「又は同条第十四項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第七条の四の三第一項の表前条第一項第一号の項中「第十二項」を「第十七項」に改め、同表前条第二項第二号の項を削り、同条第二項中「第六項までの規定の」を「第九項までの規定の」に、「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同項の表中「第六項」を「第九項」に改める。

附則第七条の五中「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に、「第三十七条の三第二項に」を「第三十七条の三第三項に」に、「同条第一項第一号に掲げる寄附金」を「同条第二項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第一号及び第二号中「第三十七条の三第二項第一号」を「第三十七条の三第三項第一号」に改める。

附則第七条の六中「及び第二項」を「及び第三項」に、「第三十七条の三第二項第一号」を「第三十七条の三第三項第一号」に改める。

附則第七条の七中「及び第二項」を「及び第三項」に、「附則第四条の五第一項」を「附則第四条の六第一項」に、「寄附金を」を「に特例控除対象寄附金」に、「寄附金(同法)」を「に特例控除対象寄附金(同法)」に、「寄附金の」を「特例控除対象寄附金の」に、「を」を「に」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「寄附金(租税特別措置法)」を「特例控除対象寄附金(租税特別措置法)」に改める。

附則第八条第一項中「第三十七条の三第一項第一号に掲げる寄附金」を「第三十七条の三第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に、「第二項」を「第三項」に改め、同条第二項中「第三十七条の三第二項」を「第三十七条の三第三項」に改める。

附則第九条第三項第一号中「同条第二項及び」を「同条第三項及び」に改める。

附則第十条第三項第二号中「の額の合計額」との下に「、同条第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを、「金額の合計額」との下に「、附則第七条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とを加える。

附則第十一条第三項第二号、第十四条第四項第三号、第十四条の二第三項第二号及

び第十四条の四第二項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則第二十条第一項中「その他これに類するものとして施行規則附則第三条の二の十八に規定するもの」を削り、「群馬県県税条例の一部を改正する条例(平成二十三年群馬県条例第四十四号)の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日まで」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで」に改め、同条第三項及び第六項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第二十二條の二第二項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二條の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第二十二條の三の二において同じ。)(車両総重量(道路運送車両法第四十條第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第二十二條の三の二において同じ。))が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 道路運送車両法第四十一條の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則附則第四条の四第九項に規定するもの(以下この条及び附則第二十二條の三の二において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 道路運送車両法第四十一條の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの(以下この条及び附則第二十二條の三の二において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第四百七十七條第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条及び附則第二十二條の三の二において「エネルギー消費効率」という。))が同法第四百五十五條第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第四条の四第十一項に規定するエネルギー消費効率(以下この条及び附則第二十二條の三の二において「基準エネルギー消費効率」という。))であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第二十二條の三の二において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。))に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の二第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第四項」を「附則第四条の五第二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第五項」を「附則第四条の五第三項」に改め、同項第二号中「以下この条」の下に「及び附則第二十二條の三の二第四項第五号」を加え、同号イ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第七項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同号ハ中「この条」の下に「及び附則第二十二條の三の二第四項第五号」を加え、同条第四項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第七項に規定するものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

こと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二条の二第五項中「から第十三項」を「から第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号ロ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第九項」に改め、同号イを同号ロとし、同号ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第八項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び附則第二十二条の三において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二条の二第五項第二号イ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法附則第十二条の二第二項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条及び附則第二十二条の三の二第二項第四号において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第十一項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの(以下この条及び附則第二十二条の三の二第二項第四号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの(以下この条及び附則第二十二条の三の二第二項第四号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二条の二第六項中「次に掲げる自動車」を「ガソリン自動車(車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので施行規則附則第四条の五第十五項に規定するものに限る。)」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

二 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の二第七項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第十六項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の五第十七項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の二第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二十五項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第二十六項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第二十七項」を「附則第四条の五第二十項」に改める。

附則第二十二條の三の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、第四号を第五号とし、第三号を削り、同項第二号イ中「附則第四条の六第五項」を「附則第四条の六第六項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の六第八項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の三の二第二項第一号中「附則第二十二條の二第二項第一号」を「附則第二十二條の二第二項」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の三の二第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第二十二條の二第四項第一号」を「附則第二十二條の二第四項」に改め、同項第二号イ中「附則第四條の六第七項」を「附則第四條の六第九項」に改め、同号ロ中「附則第四條の六第八項」を「附則第四條の六第十項」に改め、同項第三号中「附則第二十二條の二第四項第二号」を「附則第二十二條の二第五項第二号」に改め、同項第四号中「附則第二十二條の二第五項第二号ハ」を「附則第二十二條の二第五項第三号ハ」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第一号中「附則第二十二條の二第六項第一号」を「附則第二十二條の二第六項」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「附則第二十二條の二第六項第二号」を「附則第二十二條の二第七項第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「附則第四條の六第九項」を「附則第四條の六第十三項」に改め、同号ロ中「附則第四條の六第十項」を「附則第四條の六第十四項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 次に掲げるガソリン自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、

次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四條の六第十一項に規定するもの

の

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第四條の六第十二項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の三分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

附則第二十二條の三の二第四項に次の一号を加える。

五 軽油自動車(電力併用自動車に限る。)のうち、次のいずれにも該当する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで施行規則附則第四條の六第十五項に規定するもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

(2) 平成二十一年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第二十二條の三の二第五項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第二号イ中「附則第四條の六第十一項」を「附則第四條の六第十六項」に改め、同号ロ中「附則第四條の六第十二項」を「附則第四條の六第十七項」に改める。

附則第二十二條の三の三中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十二條の三の四第一項中「第百二十三條第一項の」を「第百二十三條第二項に規定する」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十三條第一項中「有しないものをいう。以下この条」を「有しないものをいう。第三項第一号」に、「規定するものをいう。以下この条」を「規定するものをいう。第三項第二号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの」を「新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第三項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）」に、

「附則第五条の二第九項」を「附則第五条の二第一項」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に、「同条第十項」を「同条第三項」に改め、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に「（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条の二第四項に規定するものをいう。）」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第四百四十七條第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百四十五條第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第五項に規定するエネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）」に、「附則第五条の二第十一項」を「附則第五条の二第六項」に、「同条第十二項」を「同条第七項」に、「平成十七年窒素

酸化物排出許容限度」を「同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第五条の二第八項に規定するもの（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に改め、同項第五号中「乗用車」の下に「（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）」を加え、「附則第五条の二第十四項」を「附則第五条の二第十項」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準」を「同法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七百元	一万五百円
	二万九千五百円	七千五百円
	三万四千五百円	九千円
三万九千五百円	一万円	
四万五千円	一万五千五百円	
五万千円	一万三千円	

第一項第二号イ										第一項第二号ロ										
五万八千円	六万六千五百円	七万六千五百円	八万八千円	十一万千円	六千五百円	九千円	一万二千円	一万五千円	一万八千五百円	二万二千円	二万五千五百円	二万九千五百円	四千七百円	八千円	一万千五百円	一万六千円	二万五百円	二万五千五百円	三万五千五百円	
一万四千五百円	一万七千円	一万九千五百円	二万二千元	二万八千円	二千円	二千五百円	三千円	四千円	五千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	千二百円	二千円	三千円	四千円	五千五百円	六千五百円	七千五百円	九千円

第一項第三号イ(1)										第一項第三号イ(2)										第一項第三号ロ									
四万五百円	六千三百円	七千五百円	一万五千円	一万二千円	二万六百元	一万二千円	一万四千五百円	一万七千五百円	二万円	二万二千五百円	二万五千五百円	二万九千円	二万六千五百円	三万二千円	三万八千円	四万四千元	五万五千元	五万七千円	六万四千元	三万三千円	四万千円								
一万五百円	千六百元	二千円	四千元	三千円	五千五百円	三千円	四千元	四千五百円	五千円	六千元	六千五百円	七千五百円	七千円	八千円	九千五百円	一万千円	一万三千元	一万四千五百円	一万六千円	八千五百円	一万五百円								

第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
	四千七百円	千二百円
	三千七百円	千円
第一項第五号ニ	八万八千八百円	二万二千五百円
	七万四百円	一万八千円
	六万二千二百円	一万五千五百円
	五万三千二百円	一万三千五百円
	四万六千四百円	一万二千元
	四万八百元	一万五百円
	三万六千円	九千円
	三万六千六百円	八千円
	二万七千六百円	七千円
	二万三千六百円	六千円
	六千円	千五百円
	四千五百円	千五百円
第一項第四号	八万三千元	二万千元
	七万四千元	一万八千五百円
	六万五千五百円	一万六千五百円
	五万七千元	一万四千五百円
	四万九千元	一万二千五百円

第一項第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
	二万九千五百円	一万五千円
	三万四千五百円	一万七千五百円
	三万九千五百円	二万円
	四万五千円	二万二千五百円
五万五千円	二万五千五百円	
五万八千円	二万九千円	
六万六千五百円	三万三千五百円	

附則第二十三条第五項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第五条の第二十五項」を「附則第五条の第二十二項」に、「同条第十六項」を「同条第十三項」に、「第四項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

六千三百円	千六百円
八千円	二千円

第一項第二号ロ										第一項第二号イ										
六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円
三千二百円	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円

第一項第三号ロ										第一項第三号イ(2)										第一項第三号イ(1)										第一項第二号ハ(2)		第一項第二号ハ(1)	
五万七千円	四万九千円	四万円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六千円	一万二千円	一万五千円	七千五百円												
二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円	一万六千円	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	六千円	一万五百円	五千五百円	八千円	四千元												

第二項第二号	八千円	四千円
	六千三百円	三千二百円
第二項第一号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
	四千七百円	二千三百円
	三千七百円	千八百円
	八万八千八百円	四万四千五百円
	七万四百円	三万五千五百円
	六万二千二百円	三万千円
	五万三千二百円	二万七千円
	四万六千四百円	二万三千五百円
	四万八千円	二万五百円
	三万六千円	一万八千円
	三万六千六百円	一万六千円
第一項第五号二	二万七千六百円	一万四千元
	二万三千六百円	一万二千元
第一項第四号	六千円	三千円
	四千五百円	二千五百円
	八万三千円	四万五千五百円
	七万四千円	三万七千円
	六万五千五百円	三万三千円

附則第二十三条第六項を同条第四項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。
 附則第二十三条の二の二第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項に次の一号を加える。

二 平成三十一年四月一日から同年九月三十日までの間 平成三十一年度分
 附則第二十九条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第二十九条の二第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三十七条の三並びに附則第七条の五から第八条まで、第九条、第十条、第十一条、第十四条、第十四条の二及び第十四条の四の改正規定並びに次条第二項から第四項までの規定は、同年六月一日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の群馬県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十七条の三第一項及び第三項並びに附則第七条の五から第八条までの規定は、平成三十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十七条の三第一項及び第三項並びに附則第七条の五、第七条の七及び第八条第一項の規定の適用については、平成三十二年分までの個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第八条第一項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項に規定する第一号寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。)の額	又は第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。)を支出し、これらの寄附金	第三十七条の三第一項
特例控除対象寄附金	とする	に特例控除対象寄附金(同法第四条の五第一項の規定を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金	に特例控除対象寄附金」	又は第一号に掲げる寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。)	第三十七条の三第二項
特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金(平	と、「限る。）」とあるのは「限り、租税特別措置法第四条の五第一項の規定を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして施行令附則第四条の六第一項に規定するところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、第三十七条の三第三項中「同項に規定する第一号寄附金」とあるのは「前項に規定する第一号寄附金」と、附則第七条の五中「同条第一項第一号」とあるのは「第三十七条の三第一項第一号」とする	支出したものに限る。)(同法第四条の五第一項の規定を受けた同項に規定する利子等の金額のうちこれらの寄附金	支出したものに限る。）」	特例控除対象寄附金の額及び同項に規定する第一号寄附金(平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。)	第三十七条の三第三項

	送付		
送付又は地方税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第二号)附則第二条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の法附則第七条第五項の規定による同条第一項に規定する申告特例通知書の送付	成三十一年六月一日前に支出したものに限る。)		

4 新条例第三十七条の三第二項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する新条例第三十七条の三第一項第一号に掲げる寄附金について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の附則第二十三条の二の二第一項の規定により納税義務を免除される平成二十九年度分及び平成三十年度分の自動車税に係る県税の徴収金に係る同条第二項の規定による還付又は同条第三項の規定による充当については、なお従前の例による。

(群馬県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 群馬県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年群馬県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、群馬県県税条例附則第二十三条第一項の改正規定中「同条第一項中」の下に「」。第三項第一号において同じ」を削り、「を加え、「以下この条」を「第三項第二号」に改め、「一般乗合用バス」に」の下に「、「平成三十一年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に」を加え、同項第一号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に」を加え、同項第二号の改正規定中「初回新規登録」に」の下に「、「もの」を「もの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に」を加える。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
